

◆70 歳以上 75 歳未満の人の自己負担限度額

所得区分		自己負担限度額（月額）			年間上限 (8月～翌年7月)
		外来＋入院（世帯単位）			
		外来（個人単位）	3回目まで	4回目以降（※1）	
現役並み所得	Ⅲ (課税所得 690 万以上)	270,300 円＋ (医療費-901,000 円) × 1 %		140,100 円	168 万円
	Ⅱ (課税所得 380 万以上)	179,100 円＋ (医療費-597,000 円) × 1 %		93,000 円	111 万円
	Ⅰ (課税所得 145 万以上)	85,800 円＋ (医療費-286,000 円) × 1 %		44,400 円	53 万円
一般 (課税所得 145 万未満等)		22,000 円 (※3)	61,500 円	44,400 円	53 万円 (※2)
低所得者Ⅱ		11,000 円 (※3)	25,700 円	24,600 円	29 万円
低所得者Ⅰ		8,000 円	15,700 円	15,700 円	18 万円

※1 過去 12 ヶ月以内に、高額療養費の支給が 4 回以上あった場合に適用されます。

※2 年収 200 万未満の場合は年間上限 41 万円が適用されます。

※3 外来の自己負担の年間上限があります。所得区分が一般の方は 216,000 円、低所得Ⅱの方は 96,000 円です。